

事務所・店舗用保険
オフィスエイド

店舗総合補償保険普通保険約款

株式会社 賃貸少額短期保険

「オフィスエイド」店舗総合補償保険普通保険約款

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 第1条 用語の定義 | 第19条 保険料の返還または請求 |
| 第2条 保険の始期、終期 | 第20条 保険料の増額または保険金の削減 |
| 第3条 保険の対象の範囲 | 第21条 保険契約の継続 |
| 第4条 保険金をお支払いする場合 | 第22条 損害発生の場合のお手続き |
| 第5条 お支払いする保険金の額 | 第23条 損害防止義務および損害防止費用 |
| 第6条 他の保険契約がある場合の保険金の額 | 第24条 保険金の請求 |
| 第7条 保険金をお支払いしない場合 | 第25条 保険金をお支払いする時期 |
| 第8条 重複契約の禁止 | 第26条 残存物および盗難品の所有権 |
| 第9条 ご契約時の告知義務 | 第27条 保険金お支払い後の保険金額 |
| 第10条 ご契約後の通知義務 | 第28条 損害発生後の保険の対象の減失 |
| 第11条 お客様の氏名および住所変更 | 第29条 被害者の特別先取特権 |
| 第12条 保険契約が無効となる場合 | 第30条 保険金請求権の行使期限 |
| 第13条 お客様による保険契約の解約 | 第31条 代位 |
| 第14条 保険契約が失効となる場合 | 第32条 破産 |
| 第15条 保険契約の取消し | 第33条 訴訟の提起 |
| 第16条 保険金額の調整 | 第34条 準拠法 |
| 第17条 重大事由による解除 | 別表 解約返戻金計算例 |
| 第18条 保険料の払込み | |

(平成 29 年 11 月 16 日発行)

店舗総合補償保険普通保険約款

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の定義は下記のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
この約款	テナント総合補償保険普通保険約款をいいます。
普通約款	
お客様	保険契約者をいいます。
被保険者	保険証券等記載の被保険者をいいます。
弊社	この保険契約をお引受する株式会社賃貸少額短期保険をいいます。
保険証券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、弊社が作成してお客様に交付する書面をいいます。
継続証	保険契約を継続した際に、新たに保険証券を発行しないで、保険証券に代わるものとして、弊社が作成してお客様に交付する書面をいいます。
保険証券等	保険証券および継続証をいいます。
被保険物件	お客様または被保険者が業務用として賃借し入居する保険証券等記載の戸室または建物をいいます。
業務用什器備品	被保険物件に収容され、被保険者が業務用として所有する設備、装置、什器、備品類のことをいいます。ただし、商品、製品、材料などは業務用什器備品には含まれません。
看板	賃貸借契約上で看板の設置が認められ、被保険物件に接している固定型および移動型の看板をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
保険金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、弊社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。保険金の種類は、物損害補償保険金、建具等修理費用保険金、借家人賠償責任保険金および施設漏水賠償責任保険金があります。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、弊社が支払う保険金の限度額となります。その金額は保険証券等に記載されています。
再調達価額	損害が生じたときおよび場所における業務用什器備品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
支払限度額	この保険契約で対象となる事故が発生した場合に、弊社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は保険証券等に記載されています。
時価額	損害が生じたときおよび場所における業務用什器備品の価額をいいます。

損害	滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって業務用什器備品について生じた損害を含みます。
損壊	滅失、き損または汚損をいいます。
貸主	被保険物件の所有者または転貸人をいいます。
被害者	弊社が保険金を支払う場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すべき被保険物件の貸主および他人をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
風災	台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
ひょう災	降ひょう（積乱雲から降る大粒の水）によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪こう水によって生じた事故を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
第三者	被保険者および被保険者の役員、使用人以外の者をいいます。
貴金属等	1個または1組の価額が20万円を超える貴金属、時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
保険期間	弊社が保険責任を負う期間をいい、保険証券等記載の保険始期日（保険期間の初日）0時に始まり、保険証券等記載の保険終期日（保険期間の最終日）24時に終わります。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項（危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求めた事項）についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
他の保険契約	他の保険契約とは、弊社を含む他の保険会社（少額短期保険業者、特定保険業者を含みます。）及び保険業法以外の根拠法に基づく制度共済等で同等の保障を担保する契約を締結している場合をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められる者をいいます。

第2条（保険の始期、終期）

弊社の保険責任は、保険証券等に記載された保険始期日の0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。

第3条（保険の対象の範囲）

1. 被保険者の範囲

この保険契約における被保険者は、保険証券記載の記名被保険者としてします。

2. 保険の目的の範囲

(1) 物損害補償保険における保険の目的の範囲は、被保険物件に収容され被保険者が所有、使用または管理する設備・備品等とします。ただし、下記①から⑪までに掲げるものは保険の目的に含まれません。

- ① 商品、製品、景品、楽器、食器、薬品類、雑誌類その他これらに類するもの（原料、材料、仕掛品、半製品、副産物または副資材を含みます。）
- ② 自転車、自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）、船舶（ヨット、モーターボート、およびボートを含みます。）および航空機
- ③ 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、金券、乗車券等（鉄道、船舶、航空機の乗車券、航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。）その他これらに類するもの。ただし、通貨は盗難の場合には保障の対象とします。
- ④ 貴金属、時計、財布、かばん、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物、掛軸、壺その他の美術品で、1個または1組の価額が20万円を超えるもの
- ⑤ 稿本、設計図、図案、証書、帳簿、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、書籍その他これらに類するもの
- ⑥ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により記録しておくことができるものまたは機器に記録されたデータ、プログラム、ソフトウェア
- ⑦ カーポート、アーケード、橋梁、塔、看板その他これに類するもの
- ⑧ 自動販売機、両替機、コインゲーム機その他これ

らに類するもの

- ⑨ 動物および植物
- ⑩ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずるもの
- ⑪ 食品
- (2) 建具等費用保険における保険の目的の範囲は下記の通りとします。
 - ① 被保険物件の戸室に生じた盗難の事故による損害
 - ② 被保険物件の戸室の給排水設備に生じた事故による戸室の損害
 - (3) 借家人賠償責任保険の目的の範囲は、保険証券記載の被保険物件についての損害賠償事故とします。ただし、下記に該当するものについては保険の目的とはみなしません。
 - ① 建物の用途が事業用以外のもの（店舗併用住宅の住居部分は保障の対象ではありません。）
 - ② 被保険物件の共用部分、付属物、物置、車庫、門、塀その他これらに類するもの
 - (4) 施設漏水賠償責任保険の目的の範囲は、保険証券記載の被保険物件の用法に伴う業務の遂行に起因する偶然な事故とします。ただし、お客様、被保険者、使用人に対しての賠償事故は対象ではありません。

第4条（保険金をお支払いする場合）

1. 物損害補償保険金

弊社は、この約款に従い、下記の各号のいずれかの事故によって設備・備品等に生じた損害に対して物損害補償保険金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発
- (4) 物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- (5) 給排水設備より生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害と天井、屋上等の雨漏りまたは給排水設備自体に生じた損害を除きます。

- (6) 騒ぎおよびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれらに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動にいたらないもの）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- (7) 盗難によって生じた盗取、き損、または汚損の損害。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難の被害の届けをした場合に限ります。
- (8) 被保険物件内において通貨の盗難によって生じた損害。ただし、被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難の被害の届けをした場合に限ります。
2. 建具等修理費用保険金
弊社は、この約款に従い、第1項の(2)(4)(5)(6)(7)に掲げる事故により被保険物件に損害が発生し、被保険者がその物件の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実これを修理したとき、その修理のために発生した費用に対して建具等修理費用保険金を支払います。ただし、下記に掲げる物に対する修理費用および借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。
- (1) 壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部
- (2) 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔などで賃貸物件の共同利用に供せられるもの
- (3) 畳、カーペット
3. 借家人賠償責任保険
弊社は、この約款に従い、被保険者の責任に起因する下記の各号に掲げる事故により、被保険物件を損壊させ、被保険者が貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合、その損害に対して借家人賠償責任保険金を支払います。
- (1) 火災
- (2) 破裂、爆発
4. 施設漏水賠償責任保険金
弊社は、この約款に従い、被保険物件内において被保険者の責任に起因する水漏れ事故によって、他人の戸

室または他人の財物に損害を与え、被保険者がその他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、その損害に対して施設漏水賠償責任保険金を支払います。

第5条（お支払いする保険金の額）

1. 物損害補償保険金
弊社は、下記の各号によって計算された損害の額を、第4条（保険金をお支払いする場合）第1項の物損害補償保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき保険証券等記載の支払限度額を限度とします。
- (1) 弊社が物損害補償保険金としてお支払いする損害の額は、設備・備品等の再調達価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された設備・備品等を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。
- (3) 損害品が貴金属等である場合は、(1)の規定に関らず、物損害補償保険金としてお支払いする損害の額は、その貴金属等の時価額によって定めます。ただし、1個または1組ごとに20万円、1回の事故につき50万円を限度とします。
- (4) 弊社は、通貨の盗難の場合には、1回の事故につき20万円を限度とし、その損害の額を第4条（保険金をお支払いする場合）第1項(8)の物損害補償保険金としてお支払いします。
2. 建具等修理費用保険金
弊社は、1回の事故につき100万円を限度として、第4条（保険金をお支払いする場合）第2項の建具等修理費用保険金をお支払いします。ただし、盗難の事故による硝子、鍵の交換費用およびドアの修理費用はそれぞれ3万円、合計9万円を限度に建具等修理費用保険金をお支払いします。
3. 借家人賠償責任保険金
弊社が、1回の事故につき借家人賠償責任保険として支払うべき保険金の額は下記の各号の合計額とします。ただし、1回の事故につき、保険証券等記載の支

払限度額を限度とします。

- (1) 被保険者が被保険物件の貸主に支払うべき損害賠償金。この場合において、この損害賠償には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、支払った保険金の保険価額に対する割合によって、その所有権またはその他の物権は弊社に移転します。
- (2) 損害賠償責任の解決について、被害者が書面にて弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被害者が書面にて弊社の同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 被保険者が損害の発生および拡大を防止するための手段を講ずるために支出した、必要または有益と認められる費用
- (5) 損害の発生および拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- (6) 被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益と認められる費用
4. 施設漏水賠償責任保険金
弊社が、1回の事故につき施設漏水賠償責任保険金として支払うべき保険金の額は下記の各号の合計額とします。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (1) 被保険者が、他人の戸室または他人の財物に損害を与えたことにより、その他人に対して支払うべき損害賠償金。この場合において、この損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただ

し、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、支払った保険金の保険価額に対する割合によって、その所有権またはその他の物権は弊社に移転します。

- (2) 損害賠償責任の解決について、被害者が書面にて弊社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 損害賠償責任の解決について、被害者が書面にて弊社の同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 被保険者が損害の発生および拡大を防止するための手段を講ずるために支出した、必要または有益と認められる費用
- (5) 損害の発生および拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- (6) 被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (7) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益と認められる費用

第6条（他の保険契約がある場合の保険金の額）

1. 弊社は、第4条（保険金をお支払いする場合）の損害または費用を担保する他の保険契約がある場合には、他の保険契約がないものとして計算された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、下記の各号によって計算した額を、保険金としてお支払いします。
- (1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約からの保険金が支払われた場合支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。
2. 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種

の事故による損害について、第1項の規定をおのおの別に適用します。

第7条 (保険金をお支払いしない場合)

1. 物損害補償保険金をお支払いしない場合

弊社は、下記に掲げるいずれかの事由によって生じた損害に対しては物損害補償保険金を支払いません。

- (1) お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失
- (2) 被保険者でない者が保険金を受け取る場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失
- (3) 第4条（保険金をお支払いする場合）第1項（1）から（7）の事故の際における設備・備品等の紛失または盗難
- (4) 設備・備品等の使用もしくは管理を委託された者の故意
- (5) 設備・備品等の紛失または置き忘れ
- (6) お客様または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (7) 設備・備品等が屋外にある間に生じた盗難
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (10) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出による損害
- (11) 建物の老朽化または経年劣化による損害

2. 借家人賠償責任保険金をお支払いしない場合

- (1) 弊社は、下記に掲げるいずれかの事由によって生

る状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）

- ③ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- ④ 建物の老朽化または経年劣化
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出
- ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (2) 弊社は、被保険者が下記に該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。
被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任

第8条 (重複契約の禁止)

この保険契約の被保険者は、重複して弊社の他のテナント総合補償保険契約の被保険者となることはできません。

第9条 (ご契約時の告知義務)

1. お客様、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、弊社が告知を求めた下記の各号（以下「告知事項」といいます。）について、弊社に事実を正確に告げなければなりません。
 - (1) 被保険物件の用途
 - (2) 弊社および他社保険加入の有無
 - (3) 被保険者の業種

じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① お客様、被保険者またはこれらの法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (2) 弊社は、被保険者が下記の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ① 被保険者と被保険物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定が、被保険者の法律上の損害賠償責任を超えて被保険者が負担する内容となっている場合は、その法律上の損害賠償責任を超えた部分の損害賠償責任
 - ② 被保険者が、被保険物件を貸主に引き渡した後に発見された被保険物件の損壊に起因する損害賠償責任
3. 施設漏水賠償責任保険金をお支払いしない場合
 - (1) 弊社は、下記に掲げるいずれかの事由によって生じた損害に対しては施設漏水賠償責任保険金をお支払いしません。
 - ① お客様、被保険者またはこれらの法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - ② 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いてい

2. 弊社は、保険契約締結の際、お客様、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、お客様に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 第2項の規定は、下記の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 第2項の事実がなくなった場合
 - (2) 弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) お客様または被保険者が、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - (4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合
4. 第2項の規定による解除が、第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第6項の規定とは関わりありません。
5. 第4項の規定は、第2項の事実に基づかずに発生した第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
6. 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生じます。

第10条 (ご契約後の通知義務)

1. 保険契約締結の後、下記の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、お客様または被保険者は、遅滞なく、その旨を弊社所定の書面（以下「承認請求書」といいます。）にて弊社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなっ

た後は、この限りではありません。

- (1) 被保険物件の用途を変更したこと（一部変更を含みます。）
 - (2) 設備・備品等を他の場所に移転したこと。
 - (3) 業種を変更したこと。
2. 弊社は、お客様または被保険者が第1項（3）の事実が発生しているにも関わらず、第1項の手続きを怠った場合には、第1項（3）の事実が発生したときから弊社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金のお支払いを留保する場合があります。
 3. 弊社は、第1項（1）の事実がある場合において、被保険物件の用途を業務用以外へ変更した場合は、お客様にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、用途の変更後、解除までに発生した第4条（保険金をお支払する場合）の事故による損害に対して保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とは関わりありません。
 4. 弊社は、第1項（3）の事実の発生によって危険増加が生じた場合で、お客様または被保険者が故意または重大な過失により遅滞なく通知をしなかったとき、またはこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、お客様に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、通知の遅滞について弊社が認める合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。
 5. 弊社は、第4項の規定による解除が第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じたときから、解除がなされたときまでに発生した第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第8項の規定とは関わりありません。
 6. 第5項の規定は、当該危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
 7. 弊社は、第3項および第4項の規定は、弊社が同項の規定による解除の原因があることを知ったときから、

- 1か月を経過した場合または解除に係る危険が増加したときから5年を経過した場合は適用しません。
8. 第3項および第4項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第11条（お客様の氏名および住所変更）
お客様が保険証券等記載の氏名および住所または通知先を変更したときは、お客様は、遅滞なくその旨を弊社に通知しなければなりません。

第12条（保険契約が無効となる場合）
保険契約締結の際、下記の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。
(1) お客様または被保険者が、弊社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。
(2) 既に被保険者を同じくする弊社の他のテナント総合補償保険契約があるとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。
(3) お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

第13条（お客様による保険契約の解約）
1. お客様は、弊社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。
2. 第1項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険契約が失効となる場合）
保険契約締結の後、下記の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。
(1) 保険の目的の全部が滅失した場合
(2) 保険の目的の全部を他の場所へ移転した場合
(3) 保険の目的の全部を他人に譲渡した場合

第15条（保険契約の取消し）
お客様または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、

— 9 —

弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険金額の調整）

1. 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、お客様、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、お客様は、弊社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
2. 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合は、お客様は、弊社に対する通知をもって将来に向かって、保険金について減少後の保険の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条（重大事由による解除）

1. 弊社は、下記の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、お客様に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) お客様が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (3) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - (4) お客様または被保険者が、下記のいずれかに該当するとき。
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ お客様または被保険者が法人の場合、反社会的勢

力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、お客様または被保険者が、前各号の事由がある場合と同程度に弊社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
2. 第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した後に、第1項の規定による解除がなされた場合であっても、同項各号の事由が生じたときから解除がなされたときまでに発生した第4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害に対しては、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は第4項の規定とは関わりありません。
3. お客様または被保険者が第1項（4）①から⑤までのいずれかに該当することにより、第1項の規定による解除がなされた場合でも、下記の損害については第2項の規定を適用しません。
 - (1) 第1項（4）①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - (2) 第1項（4）①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償の損害
4. 第1項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の払込み）

1. お客様は、保険期間開始日までに、保険料の全額を一括して払い込むものとします。お支払いがない場合には、損害が発生しても保険金はお支払いしません。
2. 弊社は、下記に掲げる保険料の払込方法を取扱いますので、お客様はご契約時に払込方法を指定し、保険料を払い込まなければなりません。
 - (1) 弊社もしくは代理店に現金を持参して払い込む方法
 - (2) 弊社もしくは代理店の金融機関口座に振込む方法
 - (3) コンビニエンスストアにおいて収納代行会社を利用して払い込む方法

3. 領収証の交付について
 - (1) お客様が、弊社もしくは代理店に現金を持参して払い込んだ場合は、領収証は保険料受領と同時に交付します。
 - (2) お客様が、代理店または弊社の指定する口座へ保険料の振込みをした場合は、口座への着金日を領収日とし、振込明細書をもって領収証とします。なお、お客様から領収証発行のご依頼があった場合には、領収証を発行します。
 - (3) お客様が、コンビニエンスストアにおいて収納代行会社を利用して払い込みをした場合は、コンビニエンスストアにおいて払い込んだ日を領収日とし、コンビニエンスストアが発行する払い込み明細書をもって領収書とします。なお、お客様から領収証発行のご依頼があった場合には、領収証を発行いたします。
4. 払込み猶予期間について
この保険の保険料は一時払いのため、払込み猶予期間はありません。

第19条 (保険料の返還または請求)

1. 弊社は、第9条(ご契約時の告知義務)第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、解除となった日を基準に、第9項に規定する算式により算出した額を返還します。この場合の残余期間は解除日を基準に1か月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。ただし、既経過保険期間中に保険金支払事由が発生している場合で弊社が支払い限度額の80%以上の保険金を支払う場合には、保険料は返還しません。
2. 弊社は、第9条(ご契約時の告知義務)第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
3. 弊社は、第10条(ご契約後の通知義務)第3項および第4項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、解除となった日を基準に、第9項に規定する算式により算出した額を返還します。この場合の残余期間は解除日を基準に1か月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。ただし、既経過保険期間中に保険金

支払事由が発生している場合で弊社が支払い限度額の80%以上の保険金を支払う場合には、保険料は返還しません。

4. 弊社は、第10条(ご契約後の通知義務)第1項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、第16条(保険金額の調整)の規定により保険料を返還または請求します。
5. 弊社は、お客様が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合(弊社が、お客様に対し追加保険料の請求をしたにも関わらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り)は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した第4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害については、この限りではありません。
6. 弊社は、第12条(保険契約が無効となる場合)第1項(1)の場合は保険料を返還しません。ただし、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにも関わらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
7. 弊社は、第12条(保険契約が無効となる場合)第1項(2)の場合は、保険料の全額を返還します。
8. 弊社は、第12条(保険契約が無効となる場合)第1項(3)の場合は、保険料を返還しません。
9. 弊社は、第13条(お客様による保険契約の解約)第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、下記の算式により残余月数に応じた保険料から一定額を控除し返還します。(解約返戻金の計算例は巻末別表に記載)

2年契約	$\text{保険料} \div 24 \text{ヶ月} \times \text{残余月数} - \text{控除額}$
1年契約	$\text{保険料} \div 12 \text{ヶ月} \times \text{残余月数} - \text{控除額}$

— 11 —

10. 弊社は、第14条(保険契約が失効となる場合)の場合は、失効となった日を基準に、第9項に規定する算式により算出した額を返還します。この場合の残余期間は失効日を基準に1か月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。
11. 第15条(保険契約の取消し)の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。
12. 第16条(保険金額の調整)第1項の規定により、お客様がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に応じた保険料を返還します。
13. 第16条(保険金額の調整)第2項の規定により、お客様が保険金額の減額を請求した場合には、弊社は、保険金の減額部分は解約とみなし、通知を受けた日を基準に第9項に規定する算式により算出した額を返還します。この場合の残余期間は通知日を基準に1か月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。
14. 第17条(重大事由による解除)第1項(1)の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。
15. 第17条(重大事由による解除)第1項(2)から(5)の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、解除となった日を基準に、第9項に規定する算式により算出した額を返還します。この場合の残余期間は解除日を基準に1か月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。ただし、既経過保険期間中に保険金支払事由が発生している場合で弊社が支払い限度額の80%以上の保険金を支払う場合には、保険料は返還しません。

面にて速やかに通知します。

第21条 (保険契約の継続)

1. 弊社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満了日の90日前までに継続契約の保険金額および保険料を記載した書面(以下「継続案内書」といいます。)をお客様に郵送します。
2. お客様に継続の意思があり、第1項の「継続案内書」の記載内容に変更すべき事項があるときは、この保険契約の保険期間が満了する日までに、書面にて弊社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第9条(ご契約時の告知義務)の規定を適用します。
3. 「継続案内書」の記載内容に変更がある場合(商品コースの変更)は、あらかじめお申込の手続きが必要です。
4. お客様に継続の意思があり、「継続案内書」の記載内容に変更がない場合には、継続前契約の保険期間が満了する日までに、書面にて弊社に通知し、同封の振込用紙にて保険料をお支払ください。以後、継続契約が満了する都度同様とします。
5. 保険契約が継続されたときは、弊社は「継続証」を発行し、継続後は、「旧保険証券」と「継続証」を併せて「保険証券」とみなします。
6. 弊社は、保険契約を継続するにあたり、予定した収支の状況に変化が生じ、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす変更が生じた場合、弊社の定めるところにより、更新時の保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
7. 継続契約に適用する普通保険約款、保険料は、継続契約の初日におけるものとします。
8. 弊社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には、弊社の定めるところによりその保険契約の継続を引き受けないことがあります。
9. 弊社は、第6項および第8項の適用を行う場合は、お客様に書面にて速やかに通知します。
10. お客様からの通知および保険料の支払いがなく、保険期間が終了した場合は、弊社は保険期間満了日から14営業日以内にお客様へ保険契約終了のお知らせをします。

第20条 (保険料の増額または保険金の削減)

1. 弊社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
2. 弊社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
3. 第1項および第2項の適用を行う場合は、お客様に書

— 12 —

第22条 (損害発生の場合のお手続き)

- お客様または被保険者は、第4条(保険金をお支払いする場合)の事故が生じたことを知ったときは、これを弊社に遅滞なく通知のうえ第24条(保険金の請求)第2項に定める書類を提出しなければなりません。
- 弊社は、第1項の通知を受けたときは、事故が生じた被保険物件を調査すること、または収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは被保険者の所有物を他に移転することができます。
- 弊社は、下記の各号のいずれかに該当する場合は、弊社がそれにより被った損害額を差し引いて保険金をお支払いします。
 - お客様または被保険者が、正当な理由がなく第1項の通知を怠ったとき。
 - お客様または被保険者が、第24条(保険金の請求)第2項に定める提出書類につき知っている事実を表示しなかったとき、もしくは不実の表示をしたとき。
 - お客様または被保険者が、第2項の調査に協力しなかったとき。
- お客様または被保険者は、第4条(保険金をお支払いする場合)第3項および第4項の事故が生じたことを知ったときは、下記の手続きをとらなければなりません。
 - 損壊につき、第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
 - 損害賠償責任の全部または一部を、被害者に承認しようとするときは、あらかじめ弊社の承認を得ること。
 - 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって弊社に通知すること。
 - 損害賠償金の額が確定したときは、これを遅滞なく弊社に通知し、かつ、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類に弊社の要求するその他の書類を添えて、損害賠償金の額が確定した日からその日を含めて30日以内に弊社に提出すること。

- お客様および被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を怠ったときは、弊社が損害の額から発生および拡大を防止することができたと認められた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- 第2項において、費用を負担すべき他の保険契約がある場合には、弊社は下記の算式によって計算した額をお支払いします。

弊社が負担すべき費用	—	他社の支払った費用	=	弊社の支払う費用
------------	---	-----------	---	----------

- 弊社は、第2項の損害防止費用と第4条(保険金をお支払いする場合)第1項(1)、(2)および(3)の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、第2項の損害防止費用をお支払いします。

第24条 (保険金の請求)

- 弊社に対する保険金請求権は、第4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券等に添えて、下記の書類または証拠のうち、弊社が求めるものを弊社に提出しなければなりません。
 - 保険金の請求書
 - 損害見積書
 - 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - 他の保険契約の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
 - その他、弊社が第25条(保険金をお支払いする時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、弊社が交付する書面等において定めたもの
- 弊社は、事故の内容または損害の額等に応じ、お客様または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、弊社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を

- 弊社は、お客様または被保険者が、第4項(1)または(2)の手続きを怠ったときは、第三者から損害の賠償を受けることができたであろう額、または被保険者に損害賠償責任がないと認められた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- 弊社は、第4項(1)の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために、お客様または被保険者が支出した必要または有益な費用(以下「権利保全費用」といいます。)を負担します。ただし、第7条(保険金をお支払いしない場合)に掲げる事由に該当しないときに限ります。
- 第6条(他の保険契約がある場合の保険金の額)第1項の規定は、第6項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第6条(他の保険契約がある場合の保険金の額)第1項の規定中「支払限度額」とあるのは、「第22条(損害発生の場合のお手続き)第6項によって弊社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

第23条 (損害防止義務および損害防止費用)

- お客様または被保険者は、第4条(保険金をお支払いする場合)の事故が生じたときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- 弊社は、第1項の場合において、お客様または被保険者が、第4条(保険金をお支払いする場合)第1項(1)、(2)および(3)の損害の発生および拡大の防止に必要なまたは有益な費用を支出した場合には、下記に掲げる費用(以下「損害防止費用」といいます。)に限り、これを負担します。ただし、第7条(保険金をお支払いしない場合)に掲げる事由に該当しないときに限ります。
 - 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用
 - 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。

- お客様または被保険者が、正当な理由がなく第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第25条 (保険金をお支払いする時期)

- 弊社は、被保険者が第24条(保険金の請求)第2項の手続きを完了した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、弊社が保険金を支払うために必要な下記の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
 - 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生有無および被保険者に該当する事実
 - 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 第1項の確認をするため、下記に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定に関らず、弊社は、請求完了日からその日を含めて下記の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- (1) 第1項(1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - (2) 第1項(1)から(4)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - (3) 第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
3. 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、お客様または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
 4. 弊社は、第1項または第2項に規定した保険金支払期限を超えて保険金をお支払いする場合は、その期限の翌日から法定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第26条 (残存物および盗難品の所有権)

1. 弊社が第4条(保険金をお支払いする場合)第1項の物損害補償保険金をお支払いしたときでも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、弊社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、弊社に移転しません。
2. 盗取された保険の対象について、弊社が第4条(保険金をお支払いする場合)第1項の物損害補償保険金をお支払いする前にその保険の対象が回収されたときは、保険の対象の回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったとみなします。
3. 盗取された保険の対象について、弊社が第4条(保険金をお支払いする場合)第1項の物損害補償保険金をお支払いしたときは、その保険の対象の所有権その他の物権は、保険の対象の再調達価額に対する保険金の割合によって、弊社に移転します。
4. 第3項の規定に関らず、被保険者は、支払を受けた物損害補償保険金に相当する額を弊社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第31条 (代位)

1. 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、下記の額を限度とします。
 - (1) 弊社が損害の額の一部を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - (2) 前号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 第1項(2)の場合において、弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. お客様および被保険者は、弊社が取得する第1項の債権の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、弊社に協力するために必要な費用は、弊社の負担とします。

第32条 (破産)

1. 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。
2. お客様が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

第33条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、お客様のお住まいまたは弊社所在地を管轄する地方裁判所を第一の合意管轄裁判所とします。

第34条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

第27条 (保険金お支払い後の保険金額)

1. 損害保険金の支払が、それぞれ1回の事故につき、総支払限度額の80%以上となったときは、保険契約は保険金の支払い後に終了します。
2. 第1項の場合を除き、弊社が保険金を支払った場合でも、保険契約は継続し、保険金額は減額されません。

第28条 (損害発生後の保険の対象の減失)

弊社は、第4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害が発生したときは、当該損害に係る保険の対象が、当該損害の発生後に、第4条(保険金をお支払いする場合)の事故によらずに減失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

第29条 (被害者の特別先取特権)

1. 被害者は、賠償責任保険金を請求する権利について特別先取特権(法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利)を有します。
2. 被保険者は、第1項の被害者への債務について弁済した額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

第30条 (保険金請求権の行使期限)

1. 第4条(保険金をお支払いする場合)第1項から第4項の規定による請求権は、保険の対象に損害が生じたときの翌日から起算して3年を経過した場合には、これを行使することはできません。
2. 第4条(保険金をお支払いする場合)第3項および第4項の規定による請求権は、下記のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
 - (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任保険の額について、被保険者と損害賠償責任権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立したときの翌日から起算して3年を経過した場合
 - (2) 賠償責任請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

— 15 —

別 表 (解約返戻金計算例)

- ① 2年契約(24ヶ月)の18,400円コースにご加入いただき、6ヶ月経過で解約の場合(残余月数は18ヶ月)

$$\text{保険料} \times \frac{\text{残余月数}}{24} - \text{控除額}$$

$$18,400円 \times \frac{18}{24} - 3,200円 = 10,600円$$

解約返戻金は、10,600円 となります。

- ② 1年契約(12ヶ月)の9,200円コースにご加入いただき、6ヶ月経過で解約の場合(残余月数は6ヶ月)

$$\text{保険料} \times \frac{\text{残余月数}}{12} - \text{控除額}$$

$$9,200円 \times \frac{6}{12} - 3,200円 = 1,400円$$

解約返戻金は、1,400円 となります。

(2年契約)

残余月数	18,400円コース	22,000円コース	28,900円コース
23ヶ月	14,433	17,883	24,495
22ヶ月	13,666	16,966	23,291
21ヶ月	12,900	16,050	22,087
20ヶ月	12,133	15,133	20,883
19ヶ月	11,366	14,216	19,679
18ヶ月	10,600	13,300	18,475
17ヶ月	9,833	12,383	17,270
16ヶ月	9,066	11,466	16,066
15ヶ月	8,300	10,550	14,862
14ヶ月	7,533	9,633	13,658
13ヶ月	6,766	8,716	12,454
12ヶ月	6,000	7,800	11,250
11ヶ月	5,233	6,883	10,045
10ヶ月	4,466	5,966	8,841
9ヶ月	3,700	5,050	7,637
8ヶ月	2,933	4,133	6,433
7ヶ月	2,166	3,216	5,229
6ヶ月	1,400	2,300	4,025
5ヶ月	633	1,383	2,820
4ヶ月	0	466	1,616
3ヶ月	0	0	412
2ヶ月	0	0	0
1ヶ月	0	0	0

— 17 —

(1年契約)

残余月数	9,200円コース	11,000円コース	14,450円コース
11ヶ月	5,233	6,883	10,045
10ヶ月	4,466	5,966	8,841
9ヶ月	3,700	5,050	7,637
8ヶ月	2,933	4,133	6,433
7ヶ月	2,166	3,216	5,229
6ヶ月	1,400	2,300	4,025
5ヶ月	633	1,383	2,820
4ヶ月	0	466	1,616
3ヶ月	0	0	412
2ヶ月	0	0	0
1ヶ月	0	0	0

— 18 —

株式会社 貸貸少額短期保険

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-10-19 西新宿ビル
TEL: 03-3368-0111 (代)

事故受付センター／TEL: 03-5338-8013
お客様相談室／TEL: 03-5337-0222